

2025年度 公益財団法人柿田川みどりのトラスト事業計画書

1. トラスト事業（公1）

（定款第4条(1) 柿田川湧水群流域の土地等の取得、借上げ及び管理）

（1）土地の買収、借上げ計画

ア. 買収

新規買収に向けて折衝継続

イ. 借上げ

対 象 地	単価（円/㎡）	面積(㎡)	状況
清水町柿田字柿添 51-1,52-2/3,53-1	166	905	継続

（2）トラスト及びその他の公益事業推進のための募金活動

ア. 寄附金の受付

- ・領収書及び礼状、新聞の発送
- ・寄附者名簿の作成
- ・寄附状況の集計及び公表（毎月1回）

イ. 街頭募金活動

柿田川公園にて年10回実施予定

（3）標識・看板等の維持・管理 標識 柵、杭等

従来の買上げ地に付けた番号を記した看板を数ヶ所設置する。

2. 環境保全事業（公2）

（定款第4条(2) 柿田川湧水群及び流域の環境保全活動）

（1）種の保存活動

ア. ミシマバイカモの保存

- ・アシ及びオオカワヂシャ及びノハカタカラクサ等の除去

ミシマバイカモの生育の為に、日照を阻害するアシ及びオオカワヂシャ等の除去を年16回程度実施予定。生育が速い時期には月2回実施する予定。

イ. ナガエミクリの保存

- ・ナガエミクリの日照確保

ナガエミクリ生育個所近辺の樹木が繁茂してナガエミクリの日照を阻害している個所に
関して、枝を切り、ナガエミクリの日照時間を確保し、生育面積の増大を図る。

- ・ナガエミクリの保存

小学校教材園脇のナガエミクリの保存のために PTA の伐採作業に立ち会う。

- ・ナガエミクリの移植

生育面積が前年より増加した場合には一部を上中流部に移植し生育面積増大を図る。

- ・コカナダモの除去

ナガエミクリの群生地に入り込むコカナダモを適宜除去する。

ウ．ホトケドジョウ、トンボ類、ホタル類等の希少生物のための環境整備（ビオトープ）

以前、上記生物達が多数生息していた区域を中心に、生息しやすい様に生息環境の整備を行う。

エ．アユ産卵の環境整備

アユの産卵床を産卵が始まる前（10月まで）に整備する。

（2）柿田橋周辺の環境美化保全活動 年2回実施（8月、3月）

（3）清水町よりの受託事業

柿田川監視員として柿田川流域をパトロール活動（随時）

（4）柿田川周辺の巡視活動 随時実施（週1～数回）

（5）買い上げ地の整備

オオカワデシヤ、ノハカタカラクサ等の外来植物の除去等を行う。

3．調査研究及び情報収集事業（公3）

（定款第4条(3) 柿田川湧水群及び流域の自然環境保全及び調査研究並びに情報の収集）

（1）柿田川の水質調査 年2回実施（4月、10月）

調査項目、調査頻度、調査会社、調査費用等を見直し、調査回数を2回に削減する。

（2）動植物調査、その他一般調査の実施

トンボ類8～9回(4月から11月頃まで)、ミシマバイカモ1回、ナガエミクリ1回、産卵アユ3回、その他、月に約1回実施予定。なお、ミシマバイカモやナガエミクリの調査において、水深が深い個所の測定精度を高めるためと、測定時に測定者の安全を確保するために、今年度もドローンの試験的な使用を継続する。

（3）（公社）日本ナショナルトラスト協会 第43回全国大会への参加

同大会への参加は当会で複数名の予定

（4）柿田川生態系研究会(国土交通省主催)への参加

4. 普及啓発事業（公4）

（定款第4条(4) 柿田川湧水群及び流域の良好な自然環境及びその保全活動に関する普及啓発）

（1）自然観察会の開催

自然観察会の実施 年6回（4月：春の観察会、7月：水に親しむ会、8月：夏の観察会、富士山の恵み柿田川自然観察会、12月：アユの産卵観察会、2月：野鳥観察会）

（2）研修会（学習会）の開催 年1回開催

ナショナルトラスト活動を行なううえで参考になりそうな場所、組織、団体、景観などを訪ねて、研修を行う。または講師を招いて講演会を行う。

（3）ライブラリーの整備

スライドフィルムのデジタル化

ビデオ/DVD/CD	10本
写真、パネル	10枚
書籍	10冊

（4）普及啓発誌の発行

ア. 「柿田川だより」の発行 年3回発行（4月、7月、10月） 各500部

配布先…賛助会員、友好団体、関係官庁、学校、図書館等

イ. 新聞「柿田川」の発行 年1回発行（1月） 5,000部

配布先…賛助会員、地域住民、友好団体、自然観察会参加者、街頭募金者、関係官庁、学校、図書館等

（5）図画映像の制作・普及

ア. DVDの制作・普及 DVD第2版の作成を行う。

イ. 絵葉書（「清流柿田川」等）の普及(販売)

「清流柿田川」、「柿田川と四季の富士山」の普及(販売)を行う。

デジタル化に向けて、新規作成の準備を行う。

（6）説明板の設置・補修 2025年度は、補修予定無し。

（7）インターネット上の柿田川ホームページ拡充

（8）フェイスブックページの拡充

5. 湧水量及び流量の維持向上事業（公5）

（定款第4条(5) 柿田川湧水群の湧水量及び流量の維持向上）

（1）柿田川の流量調査 年2回実施（8月、3月）

(2) 水源地植樹

ア. 「柿田川・東富士の地下水を守る連絡会」の活動への参加

イ. 柿田川地下水源の涵養林育成

- ・植樹 4月29日
- ・既存の植樹地の保全（鹿食害対策）（9月）。
- ・富士山麓に植える苗木を育てる為のドングリ拾い（10月）。
- ・竹支柱作り（1月）
- ・苗木の根巻き（2月、3月）
- ・苗上げ（3月）、地ごしらえ（3月）

6. 行政・他団体との協力・連携事業（公6）

（定款第4条(6) 行政及び他団体との協力及び連携）

(1) 国土交通省との共同事業

- ・国土交通省（沼津河川国道事務所）との連絡会 年2回（春、秋）
- ・柿田川自然再生計画の推進・実施
柿田川自然再生検討会（国土交通省主催）への参加（年2回）
- ・トンボ類の数量調査
4月から12月まで、月1、2回、トンボ類の種類及び数量を調査する。

(2) 清水町柿田川公園検討委員会等への参画

(3) ふじさんネットワークへの参画

(4) 柿田川自然保護の会50周年記念事業への協力

7. その他目的を達成するために必要な事業

（定款第4条(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業）

(1) トラストに対する税制優遇の推進

トラストへの土地売却者に対する公共用地並み税制優遇措置をしてもらえるよう、行政に働きかけ、トラストの土地購入促進を図る。

8. 法人管理

- (1) 賛助会員募集強化 インターネットやふるさと納税での会員募集を検討する。
- (2) 評議員会・理事会の開催
- (3) 事業計画書・予算、事業報告書・決算の作成
- (4) 行政庁への報告・届出書の作成

以上